

【会計・税制分野】

◆優 秀

「自己株式の取得により生じたみなし配当の益金不算入についての一考察
ー市場取引を中心としたみなし配当課税の範囲に焦点を当ててー」

高橋 守（文京学院大学大学院経営学研究科修士課程修了
SMBC 日興証券株式会社）

本稿は、市場取引を中心とした自己株式の取得に係るみなし配当課税事由の範囲について論ずるものである。

法人税法 24 条 1 項 5 号において、「自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第 2 条第 16 項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得（中略）を除く。）」とされており、原則的に自己の株式又は出資の取得（以下、「自己株式の取得」という。）は、みなし配当課税事由に該当するが、かつこ書きにより「金融商品取引所の開設する市場における購入による取得」などは除外されている。金融商品取引所の開設する市場などにおいて行われた自己株式の取得は、「取引の相手方を特定できないなど、みなし配当として課税することは、技術的に困難であるから除外されている」ため、配当等を構成する取引に該当せず、譲渡益課税が行われることとなる。我が国における金融商品取引所の代表例として株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）が挙げられ、東証が開設する市場取引には、立会取引と立会外取引がある。このうち、立会外取引である^{トストネット}ToSTNeT (Tokyo Stock Exchange Trading NeTwork System)取引による自己株式の取得は、立会取引と同様に法人税法 24 条 1 項 5 号かつこ書きに定める「金融商品取引所の開設する市場における購入による取得」に該当するため、自己株式の取得から除外されていることからみなし配当課税事由に該当しない。

ただし、^{トストネットスリー}ToSTNeT-3(トストネットスリー)という。）による自己株式の取得は、買手を発行法人に限定した自己株式取得専用の取引であり、株主の売付注文は、その相手方の買付けが発行法人による自己株式の取得として行われたことは明らかであり、みなし配当として課税上の技術的な困難性は存在せず、その他みなし配当課税の適用を排除すべき事由も存在しないと筆者も考えている。

また、ToSTNeT-3 は、平成 20 年に新たに導入された取引であり、本規定が導入された平成 13 年時点においては、存在していなかった取引である。すなわち、立法時には、法令の趣旨及び課税関係がその取引の実質と適合していたが、証券取引市場の発展に伴い立法趣旨に適合しない新たな取引が導入され、その取引の実質が現行法令に適合していな

い状態にあると思われる。

第 1 章では、自己株式の取得に係るみなし配当に関する法人税法と所得税法上の取扱い及び会社法上の考え方並びにこれらの制度の沿革及び趣旨などから、みなし配当課税制度は制度創設以後、法人税は所得税の前取りであるとする法人個人一体課税説を前提とし、他方でみなし配当に適用される受取配当等の益金不算入制度は、株主の保有目的に応じた法人の担税力に着目して課税される独自の租税であるとする法人独立課税説と法人個人一体課税説の折衷方式の立場を採っていることを確認した。

第 2 章では、本問題点が争点となった裁決例を採り上げるとともに、租税法規の解釈論に関する先行研究から近年の最高裁判決では、とりわけ文理解釈を重視した傾向にあり、その結果、法令の趣旨・目的に合致しない不合理な結果が生じたとしても、それは立法府の意図又は責任であると考えられていた。しかしながら、この不合理な結果が課税庁に不利な結果である場合にはやむを得ないが、納税者に不利な結果である場合には目的論的解釈により納税者が救済されるべきとする筆者の立場を述べた。

第 3 章では、上場株式に係る自己株式の取得に関する取引手法、譲渡者（株主）の保有目的などの観点から ToSTNeT-3 を中心とした各取引手法に係る課税関係の妥当性について検討を行った結果、会社法及び金商法の観点からも ToSTNeT-3 には取引の相対性が認められ、類似する公開買付取引との取引種別間の課税上の中立性が確保されていないことが確認された。したがって、当該取引を市場取引としての形式ではなく、その取引の経済的実質から法人個人一体課税説の立場でみなし配当課税を適用すべきと結論付けた。

第 4 章では、本稿の結論につき、法的安定性及び予測可能性の観点から法令改正の提言を行った。